

老振発 0704 第 1 号

平成 30 年 7 月 4 日

一部改正：平成 31 年 4 月 22 日

一部改正：令和 2 年 5 月 29 日

一部改正：令和 6 年 6 月 7 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長

（公印省略）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要である。

こうした観点から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項において、地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第 9 項において、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。

今般、下記のとおり、この評価事務の実施方法の詳細等について定めたところであり、市町村においては、個々の地域包括支援センターの事業の実施状況を把握し、把握した結果について、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行う等の取組を通じて、効果的な事業の実施のための適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。また、内容について御了知の上、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、運用の参考にされたい。

1 評価指標の構成及び活用方法等

(1) 評価のための指標について

ア 地域包括支援センターが行う自己評価のための指標

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項に基づき、自らその実施する事業の質の評価を行う際に用いる指標については、別添1「評価指標（地域包括支援センター用）」に掲げる内容を標準とすること。

イ 市町村が行う事業の実施状況の評価のための指標

市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が、法第115条の46第9項に基づき、定期的にセンターが行う事業の実施状況の評価を行う際に用いる指標については、別添2「評価指標（市町村用）」に掲げる内容を標準とすること。

(2) 評価指標の構成

ア 活動目標と取組内容

法に定める評価は、単に事業を実施したか否かを評価するのではなく、高齢者が自立した生活を営むことのできる地域づくりを行うことを目的に実施するものであることを踏まえ、（1）アの評価指標（地域包括支援センター用）及び（1）イの評価指標（市町村用）（以下「評価指標」という。）において「活動目標」を示した上で、当該目標を達成するために密接に関連すると考えられる「取組内容」を活動目標ごとに示している。

センターの設置者及び市町村は、単に取組内容に掲げる取組を行ったか否かのみではなく、活動目標を達成できているかという視点に立ち評価を行い、評価結果を踏まえた必要な措置を講じること。

イ 段階的項目・並列的項目

評価指標に定める活動目標の性質に応じ、一部の活動目標においては、①状況の把握、②把握した状況に基づく取組の実施、③取組の実施状況を踏まえた改善の実施など、フェーズを段階的に設定しているもの（以下「段階的項目」という。）と、活動目標を達成するために地域の実情に応じて並行して実施すべきと考えられるもの（以下「並列的項目」という。）など、活動目標ごとに複数の取組内容を設定している。

評価に当たっては、段階的項目については、市町村やセンターが活動目標の達成のためにどのようなフェーズに位置しており、どの水準まで達成することを目指すか、並列的項目については、実施していない項目についての重要度を踏まえつつ、どのように進めていくかなど、地域の状況を踏まえた取組の検討に活用すること。

ウ 選択的項目

一部の取組内容については、必ずしも全ての市町村やセンターが実施する必要があるとは限らないが、効果的な事業の実施に資すると考えられるものなど、国が一律で定めることが望ましくないものについて、「選択的項目」を設定している。

市町村は、法第 115 条の 47 第 1 項の方針やセンターの体制等を踏まえ、適切に選択的項目を活用し、効果的な評価の実施につなげることを検討されたい。

エ アウトカムを見据えた評価指標の活用

評価指標については、ストラクチャー評価及びプロセス評価のための項目に加え、より定量的に評価を行うことで結果を可視化し、具体的な方策の検討に資するよう、アウトプット評価及び中間アウトカム評価のための項目が設定されている。

また、評価指標（市町村用）においては、評価指標（地域包括支援センター用）の選択的項目として、アウトプット指標又は中間アウトカム指標を設定していることを活動目標及び取組内容の一つとして設定しており、予め、将来の状況を含む地域の状況を踏まえ、計画的に地域包括ケアシステムの構築を進めるという視点に立ち、定量的な目標をセンターと共有した上で取組を進めること。

オ 達成状況の数値化による可視化

評価に当たっては、取組内容ごとに配点を設定することで数値化を行い可視化することも重要と考えられる。当該配点については、市町村ごとに重点を置く内容が異なると考えられるため、国で一律に示すことはせず、市町村が、各取組内容について同じ点数とすることや、特に重点的に実施すべき取組内容に重み付けをして配点するなど、柔軟に設定することを想定している。

カ 評価の時点

3（1）に示す地域包括支援センター運営状況調査において、国は、評価指標に定める取組内容（選択的項目の設定状況を含む。）について、全市町村における前年度又は評価実施年の 4 月末時点の達成状況を把握することとしており、市町村は最低限、評価指標を用いて当該時点の状況を確認し評価を行うこと。なお、必要に応じて、年度内で複数回の評価を行ったり、複数年度にわたる実績を評価したりするなど、柔軟に活用することも可能である。

（3）保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標との関係

（2）カにより、国が把握した前年度又は評価実施年の 4 月末時点における取組内容の達成状況のうち、高齢者の地域での自立した生活の支援や介護予防・重度化防止に資すると考えられる内容については、評価指標がこうしたアウトカムを見据えて設計されているものであり、かつ、市町村の事務負担軽減を図る観点から、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標として活用することとしている。

この際の評価項目については、毎年度、別途検討を行うこととしており、得点につ

いても（2）才の市町村が定める配点によらず、国が設定することとしているので留意されたい。

（4）その他留意事項

このほか、指標の活用方法については、令和6年6月7日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について」にも示しているので参照されたい。

2 評価指標（地域包括支援センター用）の留意点

（1）基幹型地域包括支援センターにおける評価の取扱い

基幹型センター（地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター）の評価の実施に当たっては、個別の担当圏域を持ち、通常のセンターと同様の機能を果たしているものについては、一つのセンターとみなして本評価を実施すること。

一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している基幹型センターについては、市町村とみなして本評価を実施すること。

（2）サブセンター及びブランチにおける評価の取扱い

サブセンターは、本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を担い発揮しつつ、それぞれの支所が4機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たすものであり、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施すること。

また、ブランチは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための「窓口」であるため、その性格を踏まえ、本評価の対象から除外して差し支えない。

（3）市町村が設置・運営するセンターの取扱い

市町村が設置・運営し、センター業務以外の市町村業務が一体的に実施されているセンターについては、設置基準を満たし、センターとして運営している場合には本評価を実施すること。

（4）総合相談支援事業を一部委託している場合の取扱い

総合相談支援事業の一部委託については、一体性を確保するため、市町村が定めた実施方針に基づき運営する必要がある。そのため、総合相談支援事業の評価を行う際は、一部委託している事業所と一体的に評価を実施すること。

なお、自センターとあわせて一部委託先の事業所の相談件数等を把握し、一部委託の業務内容を見直すなど、一部委託先の事業所の実施状況の把握も重要である。そのため、

総合相談支援事業の相談件数等のアウトプット指標を設定する場合には、センターと一部委託先の事業所とで、それぞれ評価を実施すること。

(5) センターの職員配置について、複数圏域で合算して3職種を配置している場合の取扱い

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号口の規定に基づき複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域の第一号被保険者の数を合算して、各センターに3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者）を配置している場合は、合算していない場合と同様に、センターごとに評価を実施すること。

3 市町村及び都道府県の対応の流れ

(1) 厚生労働省への報告の流れ

評価指標に基づいて市町村及びセンターが評価した結果並びにセンターの設置数等の基本情報については、毎年度、地域包括支援センター運営状況調査により把握を行い、各都道府県が市町村からの報告をとりまとめの上、別に定める様式により、別に定める日までに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課まで報告すること。なお、報告内容のうち、センター及びブランチ・サブセンターの設置数、地域ケア会議開催回数等の市町村が評価を行う際に必要と認められる情報については、地域包括ケア「見える化」システムへ情報を掲載することとしている。

(2) 都道府県の対応の流れ

都道府県は、（1）の厚生労働省への報告とともに、厚生労働省がとりまとめた全国の結果について市町村へ周知を行うこと。

また、全国の結果や市町村等の個別結果を活用し、研修内容への反映や、市町村への個別支援等を行い、市町村におけるセンターの機能強化の支援を行うこと。

(3) 市町村の対応の流れ

市町村は、（2）により周知された全国の結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（委託費等の予算要求、定員要求、委託方針への反映、業務マニュアルの作成等の業務改善策等）の検討を行うこと。また、機能強化策については、実行後の検証を行うこと。

評価指標（市町村用）

目次

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	3
2. 組織・運営体制	4
3. 総合相談支援事業	7
4. 権利擁護事業	10
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	11
6. 地域ケア会議	13
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	17
8. 包括的支援事業（社会保障充実分）	20

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	
1	1	A 市町村の目指している地域包括ケアシステムの構築において、市町村が計画的にセンターを活用する	わがまちの地域包括ケアシステムの構築を推進するために、その中核拠点であるセンターの課題や強みを把握したうえで、計画的にセンターの機能強化を図り、活用しているかを評価する。	・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	
		B 市町村における介護保険事業全体の取組状況を踏まえ、センターが担う業務を協議しているか		・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。			
		C 市町村の総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するための取組の見直しを行っているか		・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
		D 【市町村により選択】センターの機能や実績を踏まえて、包括的支援体制における役割等を決めているか		・重層的支援体制整備事業などによって包括的支援体制を計画する際に、センターの実績等を把握したうえで、その機能を最大限活用する役割等を決めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・重層的支援体制整備事業以外の例としては、多機関連携による総合相談支援の体制において、地域包括支援センターの役割を決めている場合などが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況		

2. 組織・運営体制

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
2 1	評価結果およびそれをもとにした運営協議会の議論やセンターとの協議を踏まえて、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できる予算を確保する	A (各)センターの総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するため、センターごとの運営方針や支援・指導方針を協議しているか	評価結果をもとに、センターの現状や課題を把握したうえで、センターが最大限機能できるように運営協議会やセンターと協議を行い、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、実際にそれを実施できる予算を確保しているかを評価する。	・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・複数のセンターを設置している場合には、前年度の各センターの得点等の評価結果をもとに、特に配慮が必要なセンターに対する運営方針等を協議している場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
		B 前年度の評価結果に関する運営協議会での検討を踏まえて、センターの事業の実施方針や支援・指導方針を策定しているか		・センターの評価結果を運営協議会に報告して、その課題等について検討することが前提であり、その結果をもとに策定している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
		C センターが実施方針に則った事業運営ができるように、運営予算を毎年見直し、確保しているか		・実施方針に則って事業を行うために、受託法人がセンター予算を補填している場合は、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。 ・具体的な見直しをしない場合も、協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
		D 年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたり、センターと協議を行っているか		・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
3 2	実施方針に基づいてセンターが効果的に運営できるよう、人員配置や人材育成に取り組む	A センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	実施方針に基づきセンターが効果的に運営するために必要な人材の状況を把握したうえで、必要に応じた人材確保、人員配置、人材育成および業	・例えば、運営協議会において、センターの人材確保や定着を図るための調整を行っている場合などに、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
		B 評価結果やヒアリングなどからセンターのニーズを把握し、それをもとにセンター職員の資質向上のための研修を計画しているか		・研修の主催者、内容、時間数は問わない。 ・研修の計画を文書等で作成している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

			C	センターの業務効率化を目的に、センター業務にICTを導入しているか	業務効率化等を行なっているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援業務の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが該当する。 	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	【市町村により選択】センターの人員確保の現状を踏まえ、複数圏域で合算した3職種の配置とするなど柔軟な職員配置に取り組んでいるか		<ul style="list-style-type: none"> ・複数圏域で合算した3職種の配置のほか、市町村がセンターの実情に応じて職員を常勤換算方法等により柔軟に配置している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
4	3	高齢者等が必要な時にセンターを利用できるように、センターの周知を行う	A	市町村の広報紙とホームページなどでセンターを周知しているか	<p>高齢者等が必要な時にセンターを利用できるように、高齢者をはじめとした様々な地域住民がセンターの存在やサービス等を知ることができるよう周知を行なっているかを評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも広報紙とホームページで周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	段階
			B	介護サービス情報公表システムでセンターを周知しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。 	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	その他、対象に応じた様々な方法でセンターを周知しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙、ホームページ、介護サービス情報公表システム以外の方法で、世代や属性に応じた周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
			D	【市町村により選択】センターの認知度を踏まえて効果的な周知を計画しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。 ・センターの認知度が十分ではない場合は、その原因を分析し、状況に合った周知方法（例えば、世代や属性に応じ、戦略的に周知の仕方を変えるなど）を協議し、記録に残している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	

5	4	【市町村により選択】 * 中間アウトカム指標 * 地域包括支援センターの認知度		センターの周知に関する取組の結果を評価する。	<記載方法の例> ・直近で実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における地域包括支援センターの認知度の割合（「知っている」の割合）を記載する。	左記参照	一
6	5	センターが個人情報保護等に留意しながら運営できるよう体制支援を行う		<p>A 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターと共有しているか</p> <p>B 個人情報漏えいが起こった際の対応策をセンターと共有しているか</p> <p>C 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターと共有しているか</p> <p>D 利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントにセンターが対応できるよう支援しているか</p>	<p>センターが個人情報保護等に留意しながら運営し、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制構築を支援しているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 以下のいずれかを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントを予防する取組 ②センターがカスタマー・ハラスメントを受けた際の対応の支援 ③介護サービス事業者等がカスタマー・ハラスメントを受けた際のセンターにおける相談対応への支援 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
7	6	センター指標の「2. 組織・運営体制」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する		センター指標の「2. 組織・運営体制」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）		評価実施年の4月末時点の状況	一

3. 総合相談支援事業

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
8.1 センターが総合相談支援事業を適切に実践できるよう、総合相談支援体制の構築に取り組む	A	総合相談支援事業に関するセンターの後方支援体制を構築しているか	センターが総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等の総合相談支援事業を効果的に実施することができるよう体制構築ができるかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、基幹型センターや機能強化型センターの設置、市町村のセンター担当部署などによるセンターの後方支援体制がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B	センターに対して、夜間・早朝または平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務づけ、市町村やセンターのホームページなどで周知しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・センターに対して夜間・早朝または平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務づけ、ホームページ等で周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合も、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 	評価実施年の4月末時点の状況	
	C	センターからの相談事例に関する支援要請に対応しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な相談事例等への対処について、市町村とセンターが日頃から連携体制を構築しており、かつ、対応実績があった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
	D	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に定期的に参加しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体とは民生委員、介護サービス事業者、高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等を指すが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
	E	【市町村により選択】日常生活圏域ごとの相談支援ニーズ等をセンターが効果的に受け止められるようブランチ等を戦略的に活用しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・ブランチ等には、地域包括支援センターのブランチ、サブセンター、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、その他介護サービス事業所などが該当する。 	評価実施年の4月末時点の状況	

9	2	センターにおける相談件数や相談内容を把握して、相談支援体制の改善を図る	A	センターにおける相談事例の分類方法を定め、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか	センターの総合相談支援の実績を踏まえて、より効果的な総合相談支援ができるよう、体制を改善しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村として相談事例の分類方法の統一を図り、相談件数や相談内容の特徴をデータまたは紙面で把握している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 	前年度実績	並列
			B	センターが対応した家族介護者等からの相談について、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか		<ul style="list-style-type: none"> 相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。 	前年度実績	
			C	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか		<ul style="list-style-type: none"> 相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」、「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」、「後見人が選任された場合」、「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。 	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	【市町村により選択】センターにおける相談件数や相談内容を分析して、その分析結果をもとに相談支援体制を改善しているか		<ul style="list-style-type: none"> 相談件数や相談内容を分析し、例えば、複合的課題に関する内容が多い場合には、包括的支援体制を構築するなどして、相談支援体制を改善している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	

10	3	センター指標の「3. 総合相談支援事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）	評価実施年の4月末時点の状況	—
----	---	---	----------------	---

4. 権利擁護事業

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
11	1	センターが権利擁護事業を遂行するための体制構築に取り組む	A	市町村の責務を踏まえ、センターが権利擁護事業を適切に実施できるようにするための体制を構築しているかを評価する。	・データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B		・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C		・会議開催の実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D		・データまたは紙面で協力依頼を行っている、または協力を依頼した記録が残っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
12	2	センター指標の「4. 権利擁護事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する		センター指標の「4. 権利擁護事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）			

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
13.1 センターが包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を適切に行うための体制を支援する	A 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握し、センターに情報提供しているか B 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集を行い、センターに情報提供を行っているか C 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるよう、 <u>センター職員を対象とした研修会</u> を開催しているか D センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握するとともに、そのニーズに応じた <u>介護支援専門員を対象とした研修会</u> 等を計画しているか E 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を市町村が設けているか	A 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握し、センターに情報提供しているか B 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集を行い、センターに情報提供を行っているか C 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるよう、 <u>センター職員を対象とした研修会</u> を開催しているか D センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握するとともに、そのニーズに応じた <u>介護支援専門員を対象とした研修会</u> 等を計画しているか E 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を市町村が設けているか	セントラルが介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行えるように体制を支援できているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・センターにデータまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列	
				<ul style="list-style-type: none"> ・センターにデータまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績		
				<ul style="list-style-type: none"> ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績		
				<ul style="list-style-type: none"> ・センターが介護支援専門員から受けた相談事例内容の整理・分類、経年件数（概ね3年程度）の把握、かつ、それを踏まえた介護支援専門員対象の研修会の計画を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・この研修会の計画は、センターと協議して行っていれば、市町村またはセンターのどちらが主催でも、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況		
				<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係を築いているかを問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものや、都道府県主催のものも対象とする対象とする。ただし、地域ケア会議は含まない。 	前年度実績		

14	2	<p>センター指標の「5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）</p>	評価実施年の4月末時点の状況	—
----	---	--	----------------	---

6. 地域ケア会議

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
15	1	A 各レベルに（一つのレベルであっても多様な機能を果たす）地域ケア会議を設置し、それぞれが連動する体系をつくっているか	地域ケア会議の5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）すべてが発揮されるようその体系を構築しているか、また、高齢者個人に対する支援の充実と地域包括ケアシステムの構築を同時に推進するために、すべての機能が果たされているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルごと（個別ケースを検討する個別レベル、日常生活圏域レベル、市町村レベルなど）に地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討から地域課題や自立促進要因を発見し（個別レベル）、日常生活圏域レベルや市町村レベルの地域ケア会議で地域課題への対応等を検討することができている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・なお、市町村の規模によっては一つのレベルの地域ケア会議ですべての機能を果たす方が適切な場合もあるため、同様のことができていれば、一つのレベルの地域ケア会議のみの設置でも項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
		B 地域課題や自立促進要因を把握・整理・仕分けする場を設けているか		<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）で検討した複数の個別事例を整理・分析して、地域課題や自立促進要因を抽出し、対応する優先順位を判断したうえで、その後の対応の方向性を計画する機会（地域ケア会議や市町村とセンターの意見交換会など）を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		C 地域ケア会議と他の会議や事業とが連動する体系をつくっているか		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、運営協議会や、生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業などの事業等につなげて対応できるような仕組みになっている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	

			D	地域ケア会議の5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）すべてが果たされているか		・すべての地域ケア会議を活用することによって、地域ケア会議のすべての機能を果たしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E	地域ケア会議の運営を評価して体系を見直しているか		・地域ケア会議の運営に関して振り返りやアンケート調査等を行い、体系を見直している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の体系の見直しの必要性を認識し、検討している段階も該当する。	前年度実績	
16	2	地域ケア会議の運営の仕組みを構築し、関係者に周知する	A	地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等の開催計画をセンターと関係機関に示しているか	地域ケア会議を有効に活用するための運営の仕組みを構築し、センターや関係者と共有できているかを評価する。	・地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等が示された開催計画を、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについてもデータまたは紙面で示し、少なくとも構成員が所属する団体へ周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。スケジュールは、開催頻度等の目安を示している場合も該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	地域ケア会議の運営に関してセンターとの役割分担と連携方法を関係者と共有しているか		・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても、市町村とセンターの役割分担と連携方法を明確にし、データまたは紙面でセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターと共有するとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか		・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターと共有し、かつ市町村がそれに則り地域ケア会議で対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを構築しているか		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

17	3	地域ケア会議を有効に活用する	A	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	<p>個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築、そして把握した地域課題への対応等を行えるよう、地域ケア会議を活用できているかを評価する。</p>	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行った場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
			B	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の検証を行い、対応策を講じているか		・地域ケア個別会議において、自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検し、対応策を検討・決定している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		
			C	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ、実行しているか		・市町村主催の地域ケア個別会議を設置していない場合でも、センター主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。地域ケア会議以外の方法で実施している場合も該当する。		
			D	高齢者の自立を促進する要因や阻害要因を把握して、それをもとに、高齢者の自立に資する事業（総合事業や生活支援体制整備事業等）の見直しを行っているか		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。		
			E	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、市町村主催の地域ケア推進会議で検討することで、政策形成につなげているか		・会議においてモニタリングが必要とされた事例のすべてに対して実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		

18	4	地域ケア会議の運営において、センターと協働する	A	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）に参加しているか	地域ケア会議の運営において、市町村がセンターと適切に協働し、かつその成果等を関係者や住民に公表しているかを評価する。	・センター主催の地域ケア個別会議に市町村が参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
			B	センター主催の地域課題について検討する地域ケア会議（地域ケア推進会議）に参加しているか		・センター主催の地域ケア推進会議に市町村が参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか		・センター主催の地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか		・例えば、地域ケア会議を有効に活用するための住民への周知や自立促進要因等の高齢者等への周知のために、個人情報の取扱方針に基づき、地域ケア会議の開催状況や検討内容等を年1回以上公表している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。なお、公表の方法は問わない。	前年度実績	
19	5	センター指標の「6. 地域ケア会議」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する	センター指標の「6. 地域ケア会議」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（		）		評価実施年の4月末時点の状況	一

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
20	1	センターや介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるよう体制を構築する	A 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する実態を踏まえ、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターと共有しているか	センターと共有しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付や総合事業の状況、介護予防支援に関する居宅介護支援事業所の認識、介護予防サービス計画作成における課題等の実態を把握し、かつ基本方針を定めてセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関する、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用についてすべて記載されていること。 	評価実施年の4月末時点の状況
						評価実施年の4月末時点の状況
					<ul style="list-style-type: none"> ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況
						評価実施年の4月末時点の状況
					<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それをセンターが活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握し、人員配置を見直している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績

		E	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターと共有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の有無にかかわらず、市町村が作成した指針をセンターに対し紙面またはデータで共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・指定や委託の有無にかかわらず、市町村が作成した指針をセンターに対しデータまたは紙面で共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の場を活用した助言は除く。 ・助言を行う専門職等について、地域包括支援センターの3職種は除く。 ・相談の有無にかかわらず、体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況		
		F	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に指定または委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターと共有しているか		評価実施年の4月末時点の状況		
		G	【市町村により選択】 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、リハビリ専門職等、多職種からの専門的な助言を得られる体制を整備しているか		評価実施年の4月末時点の状況		
		H	【市町村により選択】 介護予防支援を担う居宅介護支援事業所から介護予防サービス計画に係る相談を随時受け付ける体制を整備しているか		評価実施年の4月末時点の状況		
21	2	A	介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法について、センターと協議して方針を打ち出しているか	介護予防支援の実態を踏まえて、介護予防サービス計画の検証方法をセンターと協議して定め、それに基づき適切に運営しているかを評価する。	・予防給付の状況、介護予防支援に関する居宅介護支援事業所の認識、介護予防サービス計画作成における課題等の実態を把握し、センターと協議して、介護予防サービス計画の検証におけるセンターとの役割分担、検証頻度、提出資料等を定め、それらをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階
			B	居宅介護支援事業所に対して、介護予防サービス計画の検証方法に関する方針を示しているか	・データまたは紙面で整備され、かつ居宅介護支援事業所に示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

			C	介護予防サービス計画の検証を実施した結果について、センターや居宅介護支援事業所等と共有しているか	・データまたは紙面で整備され、かつ、センターや居宅介護支援事業所と共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	介護予防サービス計画の検証を通じて、介護予防支援や介護予防サービス計画の作成に課題がないかを整理し、課題があった場合には、課題解消のための取組を行っているか	・介護予防サービス計画の検証結果を分析し、課題があった場合には、課題解消のための対応を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・分析の結果、課題がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 利用者の状態の維持・改善に向けた介護予防サービス計画でない場合、その適正化のために、地域ケア会議を活用しているか	・利用者の生活・人生を尊重した、利用者の状態の維持・改善に向けた介護予防サービス計画になるように、個別ケースを検討する地域ケア会議を活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。	前年度実績	
22	3	センター指標の「7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する		センター指標の「7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）		評価実施年の4月末時点の状況	—

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	
23 1 包括的支援事業（社会保障充実分）を推進するために、センターの活動を位置づけ、その支援を行う	A 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか	包括的支援事業（社会保障充実分）のセンター委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割を明確にし、適切に事業推進するために支援できているかを評価する。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。	前年度実績	並列		
	B 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか		・生活支援体制整備事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・生活支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績			
	C 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターとセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか		・認知症総合支援事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績			
	D センターが行う包括的支援事業の充実のために、医療関係者とセンターの合同の事例検討会や講演会等の開催または開催支援を行っているか						

24	2	<p>センター指標の「8. 包括的支援事業（社会保障充実分）」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）</p>	評価実施年の4月末時点の状況	—
----	---	--	----------------	---